

令和6年

寒河江市農業委員会第5回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第5回総会

日 時 令和6年5月24日（金）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局 長 渡邊健一	事務局 長 補 佐 (総括) 高子英晴
事務局 長 補 佐 (農地担当) 日下部靖広	総務 係 主 任 木村龍一
農地 係 主 任 土田修	農地 係 主 事 芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議題19号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第21号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第22号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第23号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況について

開会 午前 8時56分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第5回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、12番の原田委員、15番奥山委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第19号から議第23号までの議案について一括上程します。

（1）議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第21号「非農地証明願の審議について」

（4）議第22号「農用地利用集積計画書の審議について」

（5）議第23号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」

以上、議第19号から議第23号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第22号「農用地利用集積計画書の審議について」、私18番木村、4番西尾委員、11番鈴木委員が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る5月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について各地区担当委員および農地利用最適化推進委員による調査結果の報告

に基づく審査と事前審査会における現地調査として農地法第3条の許可申請案件1件と非農地証明願案件2件の合計3件を審査しました。議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位23番、寒河江地区の案件です。

これは、寒河江・南部地区の報告を受け、急遽、現地調査を行ったものです。申請地は東新山町の樹園地、現在、雨よけテントが設置されているさくらんぼの園地になっております。

譲受人がこの樹園地を取得後、テントを解体し、木を伐採、抜根を行い、土盛りを行い、柿を栽培する予定になっております。農振農用地区域外、いわゆる白地となっており、また、都市計画区域の用途地域ではありませんが、北側の道路、沿道まで住宅が迫って来ており、取得後すぐに転用されるのではないかと、また、これからも収穫が期待される成木を伐採、抜根を行い、なぜ柿を栽培するのか、10年間は農地として利用するという確約書を求めてはどうか、また作付していない農地があるのではないかと、慎重に対応すべきだというさまざまな意見が出されました。そこで、事前審査会では事務局を通じて、譲受人に確約書、柿を栽培する理由等を問い合わせることになりました。

なお、この問い合わせに対しましては、先日、事務局へ回答がきております。後ほど発表いたします。

この総会において、他地区からの意見のいただき審査していただければと思っております。

議第21号「非農地証明願の審議について」、順位10番、白岩地区の案件です。現地は大字白岩字大平の土地で、昭和49年5月1日付け指令農機構第489号で農地法第5条の許可を受け、植林を行い、現在に至っているものです。

現地が山手であり、事前審査会において現地調査を行うと時間がかかってしまう為、また、現地に行くにも困難なため、

非農地証明願に添付されている地図および写真、二十数枚添付しておりました。これによる審査を行いました。農地法第5条の転用許可も得ており非農地と判断しました。

順位11番、寒河江地区の案件です。元町1丁目の土地で昭和56年ごろから駐車場として利用され、現在に至っております。農用地と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については、すべて異議なしとされているところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時35分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時28分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7ページをご覧ください。順位22番。

(議案書順位 2 2 番朗読)

5月14日に寒河江・南部地区農業委員、推進委員で現地調査を行って参りました。申請場所については高屋地区の佐竹商事株式会社付近であります。譲受人の耕作している田んぼと譲渡人の農地が隣接しておりまして、農地面積の規模拡大のため、水稻を作付するものでありまして、周辺の農地への問題もないものと判断いたしました。なお、事前審査会、地区審査会でも異議はありませんでした。

続きまして、順位 2 3 番。

(議案書順位 2 3 番朗読)

申請場所ですけれども、日田のセブンイレブン交差点を南に進みまして、本楯地区集落に入る手前になります。

譲渡人の■■■■さんについては現在、80歳という高齢と労力不足により、また、息子さんが県外在住で一人暮らしだそうので所有権移転の申請となっております。先ほど、片桐会長職務会長代理者からお話があったとおり、現在、畑には雨除けハウステントが張られ、さくらんぼが植栽されています。成育旺盛な樹園地でありますけれども、譲受人のビー・エム・エフにて農地の取得後、さくらんぼの木をすべて伐採、抜根いたしまして、また雨除けハウステントを撤去するということでもあります。道路と畑の段差が1m以上ありまして、そこを土盛りして、あえて新たに柿の木を新植するという事です。

5月14日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地の確認を致しました。さらに5月17日の事前審査会においていろいろと議論をしていただいております。

議論した中で、急遽、現地の非農地証明と共に、場所の確認ということで出席した農業委員と推進委員で確認を致しました。

本来であれば、成育旺盛なさくらんぼですから、あえてなぜ、伐採、抜根が必要なのかという部分、今後どうするのかと色々な意見が上がりました。その後、ビー・エム・エフの方からコメントが届いておりますので、そのまま朗読、発表させていただきます。ビー・エム・エフのコメントですけれども寒河江市東新山町■■■■の畑、面積804㎡の農地については所有者である■■■■氏が高齢であることおよびご子息が寒河江市から離れて暮らしており農業後継者がいないことなどから売却を希望しているものを当社が買い受けることになったものであります。当該、農地では現在、さくらんぼが植栽されていますけれども当社では昨年、日田地区に約3ヘクタールのさくらんぼ畑を取得しており、労力の集約を図る為、規模の小さいさくらんぼ畑は栽培作物を転換しようと考えております。その為、現在、当該農地に植栽されているさくらんぼは当社で伐採、撤去し、水はけをよくするとともに、作業の効率化を図る為、前面道路から1.2mないし1.8mほど低い現在の農地を、近くでチェリー不動産産業株式会社が宅地造成を行う農地の良質な土を用いて前面道路の高さまで盛土する。農地造成を行いさくらんぼに比べ比較的労力の少なくて済む柿を植栽する予定になっております。なお雨よけハウスは現所有者で解体し処分することになっております。当該、農地は市道に隣接しているいわゆる農振白地ですが東側に農地が広がっていることから第1種農地だと認識しており今後とも農地として利用していくつもりです。と5月22日会長宛にコメントが届いておりました。そういったこともありますので皆様から総会の席で検討していただきたいと思っております。

農業委員会としては農地を守るという立場ですので、その辺も考慮していただきながら検討をお願いしたいと思います。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

今の件については各地区の報告が終わった時点で協議したいと思います。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。順位24番。

(議案書順位24番朗読)

場所ですけれども県道25号線を寒河江市から河北町に向っていたところのグートスイミングのすぐ脇の農道を入っていたところの最初の田んぼになります。こちらは現在も借人が耕作しており問題ないと思われます。5月14日の西根・三泉地区の農業委員と推進委員でも現地を確認して参りました。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員

大泉委員

はい、議長10番、大泉です。

議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」7ページ、順位25番。

(議案書順位25番朗読)

場所は国道458号線の平塩バイパス、セブンイレブン手前を右側に行くと、山崎の水門の駐車場があります。その駐車場手前の農道を100m西に行ったところに用水路橋を渡ったところに譲受人の自宅があり、周りもすべて譲受人の[]さんの農地であります。その一角のところは今回、譲渡されたところであります。5月15日、柴橋地区の農業委員、推進委員とで現地を調査し、申請どおりであればなんら問題ないと判断してきました。地区審査でも事前審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長5番、眞木です。

(議案書順位26番朗読)

順位26番について5月13日に白岩地区全農業委員と推進委員で現地を確認して来ました。場所は幸生に向かう国道458号線の西側にある2筆の農地になります。譲渡人は東京都在住で耕作することが出来ない為、譲受人の[]さんに農地を引き受けてもらうようお願いしたということでした。水稻を作付するということで周辺農地への影響はないものと思われまます。地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして8ページ。 順位27番

(議案書順位27番朗読)

順位27番について同じく5月13日に白岩地区の農業委員全員と推進委員で現地を確認して来ました。場所は白岩地

区国道112号線沿いにある農地になります。譲渡人の経営規模縮小に伴う所有権移転になります。譲受人は引き続き水稲作付するので周辺農地の影響はないものと思われます。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長

順位22番から27番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、順位22番についてはこれからくわしくご審議いただければと思います。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

それでは、先程、事前審査会の会長職務代理者の報告にもありましたけれども、順位23番、あと担当委員の山田委員からもありましたその場所について、他の地区の意見を聞きたいということでもありますので、代表してお二方からお願いしたいと思います。まず、農地常任委員長の後藤委員。

後藤委員

はい、先程の話を伺い、各地区で話合った結果ですが、やはり、農地を守るという立場からすれば大変不安な材料だと思っています。ただし、所有者が高齢化だというようなこともあって、その辺を加味すると大変なのかな、という感じがします。先ほど山田委員からも返答書でもあったように農地として耕作していくんだ。ただ経営の方針から小さいさくらんぼ

の農地については違うものに変えて経営の効率化を図りたい
というような話もありましたので、私の考えとしてはそのまま
通してもいいのではないかとこのように考えております。
そして、もし今後、宅地とか何かに変更する場合にもう1回、
農業委員会に届け出が必要になりますので、その時は受け付
けないというのはどうかと思いますので、そこところを忘れ
ないように今後引き継いで行くのはどうでしょう、と個人の
意見として考えます。

木村議長 はい、それではもう一方、農業振興常任委員長の芳賀委員
長、お願いします。

芳賀委員 はい、ほぼ後藤委員と同じ考えです。後藤委員が言ったと
おりであります。私としてはこれから例えば転用という案件
になる可能性もあるということですが、ここ10年ぐ
らいは農地として使う予定ということでした。それからもう
1つは白地になっているということは転用も許可できるとい
うことでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） その計画にもよりますが、認められるかもしれません。

芳賀委員 これを例えば10年、農地として使用しますよとコメント
があります。仮に白地で10年後に転用しますというときに
白地の今の農地も位置づけということになってきますと、こ
れもしょうがないかなと思います。それが周辺の農地に影響
があるということであれば、それはそれで許可の段階で検討
するという話ではないかと思えます。

木村議長 はい、ありがとうございました。
今のお二方、後藤委員長と芳賀委員長より意見がありまし

たが、他に何か意見をお持ちの方。ありませんか。今のお二人の意見を総じて、今回の案件は賛成ということで私は受け取ったのですが、それでよろしいですか。

(異議なしの声)

木村議長

意見がありませんでしたので、採決いたします。

議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」10ページになります。

(議案書順位15番朗読)

場所は仲谷地のセブンイレブンがあります。これを南に進んだところに位置します。周囲はすでに建物が立ち並んでいますので計画通りであれば周辺の農地への影響もないものと判断し何ら問題はないと確認して参りました。

事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして順位 16 番。

(議案書順位 16 番朗読)

この 15 番、16 番については 5 月 14 日ですけれども寒河江・南部地区農業委員、推進委員で現地の確認をおこなっています。場所は順位 15 番との申請地の付近になっております。15 番同様、周囲は建物が立ち並んでおりますので計画どおりであればなんら問題ないと思われれます。なお、事前審査会、地区審査会では異議はありませんでした。

続いて順位 18 番。

(議案書順位 18 番朗読)

18 番についても 15 番、16 番同様、同日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地確認を行って参りました。場所は幸町の王様の焼肉寒河江店から南へ直進した元の高瀬山自動車学校の付近になります。譲受人の [REDACTED] さんについては現在、アパートに住まいのため、申請地を購入し自宅を建築するということですので計画どおりであれば何ら問題ないものと確認して参りました。事前審査会、地区審査会ともに異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

4 番、西尾です。順位 17 番。

(議案書順位 17 番朗読)

5月14日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員で現地を確認して参りました。場所はスバルショップ寒河江店から北側に入って新しく道がきれいているところをちょっと左側に入っていったところにあります。周辺には住宅も建っており申請通りであれば問題ないものと思われます。事前審査会及び地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。順位15番、16番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位17番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

順位18番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしており、第3種農地と判断します。

第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。それではこれより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決いたします。

議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第20号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に議第21号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。
議第21号「非農地証明願の審議について」。12ページになります。

(議案書順位11番朗読)

場所ですけれども元町のフードセンターたかきの裏側にな

ります。5月17日の事前審査会において出席されている委員にて現地調査、確認を行いました。なお、事前審査会、地区審査会においても異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。
続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

(議案書順位10番朗読)

順位10番について白岩の大平地区はすでに山林となっており現地確認を行うことは困難でしたが事前審査会に申請人より提出された写真で判断いたしました。以上のことから問題ないと思われまます。事前審査会、地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長

はい、ありがとうございました。
それでは、これより、質疑に入ります。
ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発

言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決いたします。

議第21号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第21号は、原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第22号「農用地利用集積計画書の審議について」、18番私木村、4番西尾委員と11番鈴木委員が関係委員となっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

(関係委員退席)

片桐会長職務代理者

木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

16ページをお開き下さい。

(議案書朗読)

続いて24ページの集積計画集計表をご覧ください。

寒河江地区29筆、田2.93ヘクタール、畑0.13ヘクタール、樹園地0.04ヘクタールです。

南部地区、14筆、田0.62ヘクタール、畑0.21ヘクタール、樹園地0.15ヘクタールになります。農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外になっており地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査で異議はありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

16ページをご覧ください。

(議案書朗読)

24ページの集計表をご覧ください。

西根地区、22筆、田2.55ヘクタール、樹園地0.61ヘクタールです。三泉地区、17筆、田1.51ヘクタール、畑1.02ヘクタール、樹園地0.37ヘクタールです。

農地中間管理事業案件につきましてはいずれも市街化区域外になっており地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。

10番、大泉です。20ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて24ページ集計表をご覧ください

柴橋地区18筆、田1.81ヘクタール、畑0.03ヘクタール、樹園地0.17ヘクタールです。

尚、No.75 No.76.No77.No78は貸付者の[REDACTED]氏が死亡により取り下げを行うことを申しております。

農地中間管理事業案件につきましてはいずれも市街化区域外であり地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続きまして、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。

21ページをご覧ください。

(議案書朗読)

24ページの集計表をご覧ください。

高松地区5筆、田0.53ヘクタール、樹園地0.34ヘ

クタール、醍醐地区3筆、田0.29ヘクタールです。

農地中間管理事業につきましてはいずれも市街化区域外であり地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。

続きまして、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員 はい、議長。5番、眞木です。15ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて24ページの集計表をご覧ください。

白岩地区、1筆、田0.10ヘクタールです。

農業振興地域内の農地で借り受け者は中核農家であり、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 はい、ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

片桐会長職務代理者 はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び

事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

片桐会長職務代理者

意見がございませんでしたので採決します。

議第 2 2 号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者

全員賛成ですので議第 2 2 号は原案のとおり決定しました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者

関係委員に申し上げます。議第 2 2 号は原案のとおり決定したことを報告します。

それでは議長を木村会長と交代します。

(議長交代)

木村議長

次に、議第 2 3 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局長補佐 (総括)

はい、議長。

それでは、議第 2 3 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」につきまして、事務局から説明いたします。

この議案につきましては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の第1の1の(2)において、農業委員会は、当該記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものと定められていることを受けてのものであります。

お配りしております議第23号の資料をご覧ください。

令和5年度におきましても、成果目標と活動目標を設けまして、農業委員会等に関する法律において重要な事務と位置づけされております最適化活動に取り組んで参りました。

まずは、その推進の状況についてであります。2ページ目をお開きください。

最初に最適化活動の成果目標として掲げられております「農地の集積」の③実績についてであります。

令和5年度の活動によりまして、年度末累計集積面積は1366.5ヘクタールで、前年度より7.6ヘクタール減少となりました。これにより農地面積2,440ヘクタールに対し集積率56.0%となり、目標集積率57%に対しまして達成状況98.2%となりました。

点検結果は、市内全地区において目標とする集積率を達成、または、ほぼ達成したが、集積面積は全体を下回る結果となった。としております。

次に「既存遊休農地の解消」についてであります。3ページ目をお開きください。

成果目標の一つとしまして掲げております「緑区分の遊休農地の解消」の③実績であります。

令和5年度の活動によりまして、緑区分の遊休農地の解消が1.08ヘクタールとなり、目標である6.6ヘクタールに対しまして目標達成状況は、16.4%となりました。

点検の結果、解消より新規発生が上回っており、全体として増加傾向にある。耕作が不便な中山間地域を中心に高齢化及び農業従事者の減少を背景に解消が進みにくい状況にある。としております。

続きまして「新規参入の促進」についてであります。4ページ目をお開きください。

③実績としまして、新規参入者への貸付等につきまして農地所有者の同意を得ました面積につきましては、活動の結果、0.17ヘクタールとなりました。これにより目標であります1.75ヘクタールに対しまして9.7%の達成状況となりました。

点検の結果、新規参入者に対する貸付同意を取り付ける活動が全体的に低調であり、制度の理解や必要性についての周知のほか、貸付同意を得るための手段を見直す必要がある、としました。

成果目標については以上であります。

続きまして、最適化活動の活動目標についてであります。(2)の活動強化月間の設定の実績につきまして、令和5年度におきましては資料記載の各々の時期におきまして、設定回数のおおりに3回を実施いたしました。

実施内容につきましては、10月から11月は地域計画策定に向けた意向把握に併せた新規参入者に対する農地の貸付同意の調査、1月から2月は地域計画及び目標地図の素案の作成並びに農地の集積・集約に向けた地域での説明会開催、2月から3月は利用意向調査の回収、農地の見回り等になります。

次に、新規参入相談会への参加についてです。5ページ目をお開きください。

令和5年度におきましては、新規就農者相談会として「令和5年度新規就農者相談会」が令和5年11月29日に開催

され、6名の農業委員他からの参加をいただいております。

農業委員会によります最適化活動の実施状況及び目標の達成状況につきましては、以上であります。

なお、令和5年度活動について、これらを踏まえまして、点検・評価し、標語を記載することが求められております。お配りいたしました資料1「農業委員会の目標の評語（令和5年度最適化活動点検・評価）」をご覧ください。

評語の設定に当たっての評価方法、点数についてです。表2の（1）及び（2）の成果目標、活動目標に達成状況に応じた点数の合計点を表1にあてはめまして、評語を決定しております。

本委員会の場合、表2の記載のとおり合計点数が7点となり、これによりまして前年度同様、表1の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評語に該当することになります。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々の最適化活動につきまして、実施状況、目標達成状況の点検・評価が求められております。

お配りしておりますA3判の別紙様式3「推進委員等の最適化活動の点検・評価」をご覧ください。

国からの通知に基づきまして、本来、委員の皆様方からこの様式3を4月末までご提出いただき、これに基づきまして総会にて点検・評価したうえで、様式3の所定の枠に評語及び総会で出された意見を記入し、皆様方に通知することとされております。

今回につきましては、総会で出された意見を事務局で記入後、皆様にお送りさせていただきます。

資料に戻りまして、資料2をご覧ください。個人の評価、評語の決定につきましては、先ほどと同じく表2におきます成果目標及び活動目標の各項目と照らしまして、得られまし

た点数に基づき評語を決定しております。

今後におきます活動の目安としていただきましたら幸甚であります。

個人情報の保護の観点から、今回は皆様方共通の資料としまして各地区の成果目標の状況につきまして取りまとめました資料3を添付いたしております。

こちらにつきましては、個人の実施状況とほぼ同じ程度になるものとみなしております。

資料2の「農業委員等の目標の評語」におきましては、表2の(1)の成果目標の農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のほか、活動日数が評価項目とされております。

本委員会の場合、農業委員会全体では1人当たりの平均活動日数は6日未満となっており、評価項目に対します該当者数は、資料記載のとおりとなっております。

資料1の農業委員会の達成状況、資料2の農業委員・推進委員の評価点の状況、資料3の各地区の実績をご覧の上、この場におきまして御忌憚のない意見をいただきまして、様式3の下段にあります総会で出された意見を記入させていただきますのでよろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、総会で出された意見を事務局で記入ののち、別紙様式を送付させていただきます。右下にあります②自己の点検・評価をご記入いただき事務局に提出していただくようお願いします。

なお、資料1から3及び別紙様式3につきましては、終了後回収とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、事務局からの説明を終了いたします。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの農業委員会の農地利用の最適化の推進に向けてのご意見がある方は挙手をお願いします。

ありませんか。例えば活動日数が月6日になっている訳でございすけれども、活動日数が少ないのもっと上げてはどうかとか、そういった意見があればうれしいのですが。前向きな活動方法の意見を頂戴したいと思います。

眞木委員、何かありますか。

眞木委員

特にありません。

木村議長

意見、ありませんか。

去年の7月に初めてなられた方がまもなく1年になる訳ですけれども、そういった中で、1年間やってきて活動日数、活動目標を設定してやってきた訳ですけれども、それについてのご意見等もお聞きしたいと思っておりますので、2、3の方からご意見を頂戴します。

安孫子委員、何かありませんか。安孫子委員。

安孫子委員

はい、9番、安孫子です。

活動日数など1年目でどういった作業を行えばいいのか最初の頃はわからず、資料をみてこういった結果になったんだなあと思っています。これからはそろそろ1年経つのでできるだけ期待に応えるようにがんばっていきたいとおもいますのでよろしくをお願いします。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

次に原田委員、第三者委員ということでお願いしたわけですが、なれないことで1年間、苦勞したかなと思っておりますが、活動についてご意見ををお願いします。原田委員。

原田委員

12番、原田です。間もなく1年になる訳ですけれども評価項目の内容を全部把握できていないので出来れば先輩方に聞けばいいんですけれども改めて説明いただきたいなと考えておりますし、評価の方法は記録セットで行うのか。ということもありまして勉強したいなと思っております。

木村議長

はい、わかりました。

今の原田委員の意見について事務局お願いします。

事務局長補佐（総括）

原田委員の意見についてですが、評価の管理につきましては皆さまから提出いただいた活動報告が元になっておりますのでどんな些細なことでも結構ですので活動記録簿につけていただければと思います。以上です。

木村議長

もう一方、布施委員お願いします。布施委員。

布施委員

16番、布施です。

まもなく1年になろうとしていますが、まだまだ全然わからなくて、この表を見ても中々、自分の評価がつかめない、いろいろな目標をもってとありますが、目標すら立てられないですので、ほんとにもっとがんばらなければいけないなと思っておりますので、わからないところを聞きながら勉強していきたいと思っております。

木村議長

はい、ありがとうございました。

三人の方に意見を頂戴しましたが、二期、三期とやっている方は、経験上、わかると思っておりますが、やっぱり一期目の人にはかなり大変な作業だったのかなあと思っておりますので、今後も分からないことがあれば、地区の先輩方から十分、聞いていただいて活動をよろしくお願いします。

木村議長 何か、事務局からありますか。

事務局長補佐（総括） 特にありません。

木村議長 それでは、他に意見ございませんか。

（発言なし）

木村議長 無いようですので採決します。議第23号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」原案のとおり決議することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第23号は原案のとおり決議いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時28分

令和6年5月24日

第5回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 12番委員 原田義人

議事録署名委員 15番委員 奥山浩二